平成20年7月29日

鳥取県人事委員会委員長 髙 橋 敬 一

## 鳥取県人事委員会規則第25号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

別表第1(第2条、第3条関係)					別表第1(第2条、第3条関係)				
	組織	職	区分			組織		職	区分
知事の	本庁	略			知事の	本庁		略	
事務部		課長(衛生環境	3種		事務部			課長(衛生環境	3種
局		研究所及び農業			局			研究所及び農業	
		大学校の課長を						大学校の課長を	
		除く。)						除く。)	
		防災局の副局長						防災局の副局長	
		防災局防災チー						防災局防災チー	
		ムのチーム長						ムのチーム長	
		防災局危機管理						防災局危機管理	
		チームのチーム						チームのチーム	
		長						長	
		防災局消防チー						防災局消防チー	
		ムのチーム長						ムのチーム長	
		政策法務室の室						政策法務室の室	
		長						長	
		県民室の室長						県民室の室長	
		行財政改革局人						行財政改革局人	
		事・評価室の室						事・評価室の室	
		長						長	
		行財政改革局給						行財政改革局給	
		与室の室長						与室の室長	
		行財政改革局業						行財政改革局業	
		務効率化室の室						務効率化室の室	
		長						長	
		行財政改革局財						行財政改革局財	
		源確保室の室長						源確保室の室長	
		行財政改革局自						行財政改革局自	
		治研修所の所長						治研修所の所長	
		及び次長						及び次長	
		行財政改革局福						行財政改革局福	

利厚生室の室長
次世代改革室の
室長
文化観光局の副
局長
子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
消費生活センタ
一の所長
経済・雇用政策
総室企画調査チ
ームのチーム長
市場開拓室の室
長
食のみやこ推進
室の室長
農業大学校の校
長、次長及び部
長
農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長
公益法人・団体
指導室の室長
会計管理室の室
長
出納室の室長

建設事業評価室

利厚生室の室長 次世代改革室の 室長 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 消費生活センタ 一の所長 経済・雇用政策 総室企画調査チ ームのチーム長 市場開拓室の室 食のみやこ推進 室の室長 農業大学校の校 長、次長及び部 農林総合研究所 企画総務部の部 農林総合研究所 農業試験場の場 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 公益法人・団体 指導室の室長 会計管理室の室 出納室の室長

建設事業評価室

	企画調整幹(人	
	事委員会が承認	
	<u>したものに限</u> -	
	3.)	
	室長(管理職手 4種 4種	室長(管理職手 4種
	当に係る区分が	当に係る区分が
	2種及び3種の	2種及び3種の
	職を占める職員	職を占める職員
	並びに衛生環境	並びに衛生環境
	研究所及び農林	研究所及び農林
	総合研究所の室	総合研究所の室
	長を除く。)	長を除く。)
	チーム長(管理	チーム長(管理
	職手当に係る区	職手当に係る区
	分が3種の職を	分が3種の職を
	占める職員及び	占める職員及び
	子育て支援総室	子育て支援総室
	母子・児童養護	母子・児童養護
	チームのチーム	チームのチーム
	長を除き、子育	長を除き、子育
	て支援総室保育	て支援総室保育
	・幼児教育チー	・幼児教育チー
	ムのチーム長に	ムのチーム長に
	あっては、人事	あっては、人事
	委員会が承認し	委員会が承認し
	たものに限	たものに限
	る。)	పే. )
	<u>企画調整幹</u>	
	民工芸振興官	民工芸振興官
m/z	<u></u>	略
<u>略</u> 略		略

附 則 この規則は、平成20年8月1日から施行する。